

安全衛生規則等一部改正に伴う 労働災害防止対策助成金交付要綱

令和5年11月7日制定

一般社団法人宮崎県トラック協会

(目 的)

第1条 一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「当協会」という。）は、令和5年3月28日に交付された労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規定の一部を改正する件の交付にあたり、労働災害防止等（以下「労災対策」という。）の推進を図るため、本要綱で定める物品の購入や当該特別教育等を実施した会員事業者（以下「会員」という。）に対し、その費用の一部助成について必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、次条に掲げる労災対策物品を購入した会員、並びに特別教育等を実施した会員とし、当協会会費未納並びに未加入会員は、対象外とする。

ただし、年度途中に入会した場合は、入会日以降に購入したものを対象とする。

(助成対象物品等)

第3条 助成対象物品は、別表1及び別表2に定めるものとし、助成対象特別教育等は別表3とする。

(助成額及び助成の上限額)

第4条 第3条に定める助成対象物品の購入費用に対する助成額及び助成上限額は次のとおりとする。

- (1) 昇降設備購入助成については、1会員及び1台あたりの助成額及び助成上限額は、別表4に定めるとおりする。
- (2) 保護帽購入助成については、1会員及び1台あたりの助成額及び助成上限額は、別表5に定めるとおりする。
- (3) テールゲートリフター特別教育、並びにインストラクター教育等の助成については、1会員あたりの助成額及び助成上限額は、別表6に定めるとおりする。

(予算総額)

第5条 予算総額は、別途定める額とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象物品は、当該年度の4月1日から2月末日までに購入・支払いが終了したものとする。

- 2 助成申請期間については、本要綱施行日から令和6年2月末日までとする。
なお、期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

(実績報告及び助成金交付の請求申請)

第7条 会員が助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる必要書類等をトラック協会に提出し請求するものとする。

- (1) 労働災害防止対策助成金実績報告書(助成金交付申請書)(様式1)
- (2) 請求書(写)(購入した物品名、個数、金額等が記載されたもの)並びに領収書(写し)。テールゲートリフター教育等については、教育実施機関の領収書(写)、特別教育等受講証明書(写)、修了書
- (3) その他当協会が必要と定めるもの

(助成金の交付決定通知)

第8条 当協会は、前条の実績報告及び助成金交付の請求があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書(共通様式1)により会員に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 当協会は、交付決定通知後、速やかに助成金を会員に交付するものとする。

(助成金の返還)

第10条 当協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) この要綱その他当支部が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会長が別にこれを定める。

(附 則)

- 1.本要綱は、令和5年11月7日から施行し、本要綱は令和5年4月1日から適用する。

別表 1（助成対象物品：昇降設備）

注：昇降設備として、市販されている商品、製品とする。

（１）貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときに使用するための昇降設備
（２）当協会が助成対象と認めるもの

（例）



別表 2（助成対象物品：保護帽(ヘルメット)）

（１）貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときに使用する保護帽（ヘルメット） ただし、型式検定（国家検定）に合格した「墜落時保護用」の製品とする。
（２）当協会が助成対象と認めるもの

別表 3（テールゲートリフター特別教育等）

（１） T G L 特別教育	陸災防宮崎県支部が実施する教育に限る
（２）インストラクター教育	陸災防宮崎県支部が実施する教育に限る

別表 4（助成対象物品：昇降設備購入に係る助成金額）

	1 台あたりの助成額(上限額) (千円未満切り捨て)	1 会員助成金額(上限額)
昇降装置購入にかかる助成	購入価格の 1 / 2（税別） 上限 5, 0 0 0 円	4 万円

別表 5（助成対象物品：保護帽購入に係る助成金額）

	1 個あたりの助成額(上限額) (千円未満切り捨て)	1 会員助成金額(上限額)
保護帽購入に係る助成	購入価格の 1 / 2（税別） 上限 1, 0 0 0 円	3 万円

○別表 4 及び別表 5（共通）

※登録台数（被けん引車を除く。）は、令和 5 年度会員名簿の登録台数（新規入会会員は、入会時の登録台数）とする。

別表 6（テールゲートリフター特別教育等に係る助成金額）

登録台数	1 人あたりの助成額(上限額) (千円未満切り捨て)	1 会員助成金額(上限額)
（１） T G L 特別教育	講習費用の 1 / 2（税別）	2 万円
（２）インストラクター教育		5 万円

様式 1

㊞

令和 年 月 日

(一社) 宮崎県トラック協会 殿

所 在 地

会 社 名

代表者名

㊞

電話番号 ()

メールアドレス

労働災害防止対策助成金実績報告書
(助成金交付申請書)

昇降設備及び保護帽購入促進助成金交付要綱第 7 条に基づき下記のとおり申請します。

記

助成金請求額	円
--------	---

1. 物品等購入内訳書

	購入物品・講習名	購入金額 (税別)	助成申請金額	購入・受講年月
1				令和 年 月
2				令和 年 月
3				令和 年 月
4				令和 年 月
5				令和 年 月
		合計金額	円	

2. 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫			支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

3. 添付書類

- (1) 昇降装置、保護帽の購入については
- ①請求書 (写) (購入した物品名、個数、金額等が記載されたもの)
 - ②支払いを証明できるもの (領収書 (写) 又は振込依頼書 (写) 等)
- (2) テールゲートリフター特別教育等については領収書 (写) 並びに修了証 (写)